

談 話

～ 障害者虐待防止法の成立にあたって～

2011年6月17日 民主
党障がい者政策PT

座長 谷 博之

本日の参議院本会議で、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が可決成立いたしました。

障害者の尊厳を守り、自立及び社会参加を推進するために虐待を禁止するとともに、予防と早期発見の取り組みを国や国民等に求め、養護者に対する支援措置を講じる等のための法律で、2012年10月より施行されます。

知的障害児施設での暴行など、痛ましい事件が報道されるたび、この法律の早期成立の必要性を痛感してきた一人として、肩の荷が一つ下りた思いです。

民主党は早くからこの問題の深刻さを認識し、党内での検討を開始すると同時に、厚生労働省に働きかけて2005年2月から5月まで、民間有識者や各党議員が参加する省内勉強会が開催され、最初の法案をとりまとめました。しかし小泉政権による「郵政解散」により提出がかなわず、その後も党内での累次の検討を重ねて、2009年7月には国民新党、社民党と共同提案の形で衆議院に法案を提出しておりま

す。今般、政権交代の成果である障がい者制度改革推進
会

議の第一次意見も踏まえ、各党との協議を重ねた結果、成
案合意に至り、牧義夫衆議院厚生労働委員長の発議という
形をとり、全会一致で可決成立したものです。

かくも年月がかかった主な理由は、学校や病院における
虐待をどのように扱うかという論点の検討でした。今回もぎり
ぎりまで検討を行いました各党との合意に達しなかったた
め、3年後の法の見直しの際の検討課題として附則に盛り込
むことといたしました。

民主党は、今後も障がいを持つ当事者のみなさんやご家
族の声に真摯に耳を傾け、政府や自治体、新しい公共等と
連携しつつ、社会の様々な場面での虐待の防止に全力でと
りくんでまいりたいつもりです。まずは来年度予算の概算要求に
おいて、この法律に基づき設置される市町村障害者虐待防
止センター、都道府県障害者権利擁護センターに必要な予
算の確保に努め、その設置・運営状況などを見守りつつ、上
記の残された課題の克服にも引き続き力を尽くす所存です。

もちろん目下は、障がいの有無にかかわらず等しく相互に
人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を謳い、差別禁止
法制への道を拓くこととなる、障害者基本法改正案の一日も
早い成立を期してまいります。

以上